

資料10-1 自治体別・種類別苦情受理件数

(平成26年度)

自治体 種類	合 計	典 型 7 公 害								典型7公害 以外の苦情
		小 計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	
愛 媛 県	125	83	27	34	0	1	0	0	21	42
松 山 市	262	260	86	34	1	87	6	0	46	2
今 治 市	40	38	0	9	0	4	2	0	23	2
宇 和 島 市	48	34	4	5	0	14	0	0	11	14
八 幡 浜 市	17	13	6	0	0	6	0	0	1	4
新 居 浜 市	155	147	99	11	1	24	0	0	12	8
西 条 市	92	16	0	6	0	4	1	0	5	76
大 洲 市	2	2	0	0	0	1	0	0	1	0
伊 予 市	9	7	0	5	0	2	0	0	0	2
四 国 中 央 市	65	63	34	11	0	15	0	0	3	2
西 予 市	5	5	0	0	0	1	0	0	4	0
東 温 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市 計	695	585	229	81	2	158	9	0	106	110
上 島 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久 万 高 原 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松 前 町	57	25	17	1	0	7	0	0	0	32
砥 部 町	49	5	0	1	0	3	0	0	1	44
内 子 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊 方 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鬼 北 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松 野 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 南 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町 計	106	30	17	2	0	10	0	0	1	76
合 計	926	698	273	117	2	169	9	0	128	228

資料10-2 発生源別苦情受理件数

発生源	年 度		
	23	24	25
合 計	942	979	932
農 業	39	37	52
林 業	2	7	2
漁 業	5	1	3
鉱 業	4	1	1
建 設 業	109	137	117
製 造 業	98	97	101
電気・ガス・熱供給業・水道業	3	4	6
情 報 通 信 業	2	2	1
運 輸 業	5	17	15
卸 売 ・ 小 売 業	18	19	19
金 融 ・ 保 険 業	-	1	-
不動産業	4	4	12
飲食店、宿泊業	31	22	24
医療、福祉	8	7	8
教育、学習支援業	4	3	4
複合サービス事業	2	3	4
サービス業（他に分類されないもの）	56	69	72
公務（他に分類されないもの）	6	3	5
分類不能の産業	20	17	11
会社・事業所以外	526	528	475
個人	322	361	316
その他	82	49	49
不明	122	118	110

発生源	年 度		
	23	24	25
合 計	942	979	932
焼 却 施 設	19	18	29
産 業 用 機 械 作 動	61	69	55
産 業 排 水	41	34	42
流 出 ・ 漏 洩	71	48	62
工 事 ・ 建 設 作 業	74	61	61
飲 食 店 営 業	20	11	15
カ ラ オ ケ	6	3	5
移動発生源(自動車運行)	8	12	8
移動発生源(鉄道運行)	-	-	-
移動発生源(航空機運航)	1	-	-
廃 棄 物 投 棄	66	88	70
家 庭 生 活 (機 器)	7	6	5
家 庭 生 活 (ペ ッ ト)	3	12	9
家 庭 生 活 (そ の 他)	35	35	45
焼 却 (野 焼 き)	310	321	276
自 然 系	80	61	102
そ の 他	88	140	88
不 明	52	60	60

資料10-3 公害防止管理者等の設置を必要とする工場等

区分	特定工場	特定工場が設置すべき公害防止管理者等			
		公害防止管理者		公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時未満の工場		
	排出ガス量10,000Nm ³ /時以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時未満の工場		
水質	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上 の工場	(第2種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満 の工場		
	排出水量1,000m ³ /日以上 の工場	(第3種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上 の工場	(第4種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満 の工場		
騒音	①機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ②鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(騒音関係公害防止管理者)		常時使用する従業員数が21人以上の工場は、公害防止統括者を設置する。	
特定粉じん	特定粉じん発生施設を設置する工場	(特定粉じん関係公害防止管理者)			
一般粉じん	一般粉じん発生施設を設置する工場	(一般粉じん関係公害防止管理者)			
振動	①液圧プレス（矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2,941kN以上のものに限る。） ②機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ③鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(振動関係公害防止管理者)			
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号まで及び別表第2の第1号から第12号までに掲げる施設	(ダイオキシン類関係公害防止管理者)			